

(参考様式2)

### 事前点検シート

ふりがな	えなし	ふりがな	えなしのうぎょうかつせいかけいかく
計画主体名	恵那市	活性化計画名	恵那市農業活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和2年度～令和6年度 令和2年度～令和4年度	総事業費(交付金)	538,353千円(217,740千円)
活性化計画目標	農産物粗収益の30%向上、新規就農による定住人口の2%向上	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加(58,456千円/年販売額の増加)、新規就農による定住人口の維持・増加(4名の増加)、新商品開発件数(新商品開発1件)

計画主体 確認の日付	令和 2 年 2 月 17 日	農林水産省 確認の日付	令和 2 年 3 月 6 日
------------	-----------------	-------------	----------------

#### 1 計画全体について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	○	活性化計画の目標は、対象区域内の対象農産物粗収益の30%向上と新規就農による定住人口の2%向上を目的としているため、基本方針と適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	○	収益の向上と地域産業の活性化等により定住が促進され、人口対策に繋がる計画であり、目標と事業内容の整合性は確保されている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○	○	計画目標は対象区域内の対象農産物粗収益の30%向上と新規就農による定住人口の2%向上であり妥当である。

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○	○	実施中のものはない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	○	恵那市総合計画、恵那市農業振興地域整備計画、恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略、人・農地プランと調整済みである。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	○	JA や、地域の農業振興協議会など農業関係者をはじめとした地域住民の合意のもとに計画を進めている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	○	恵那市農業再生協議会・恵那市農業振興協議会、農業委員会などに女性委員が属しており、意見を聞いている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○	○	事業実施主体を始め、恵那市役所、JA、日本食農連携機構で構成するコンソーシアムで推進する。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	○	パイロットファームを整備することで、産地を支える担い手の確保と産地の維持が図られ、さらに、恵那地域のトマトの販売額を増加を目指す。また収益の向上と地域産業の活性化等により定住が促進され、人口対策に繋がる計画であり、目標と事業内容の整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	○	○	恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域再生計画に定める計画目標との整合は確保されている。
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○	○	計画期間はR2～R6年度です。 実施期間はR2～R4年度です。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○	○	主に必要となる許認可としては農地転用や農振計画の変更、建築確認申請等があるが、事前に確認し協議不要となっている。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	○	交付金要望額は217,740千円で 交付対象事業費394,412千円×0.45＝交付限度額177,485千円、 80,510千円×0.50＝交付限度額40,255千円以内です。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○	○	対象地域の大部分は、過疎地域、山村振興地域、特定農山村地域

				(いずれも一部指定)を抱えており、自然的・社会的なまとまりやつながりをもった区域であるため妥当である。
--	--	--	--	---

## 2 個別事業について

番号	項目	チェック欄		判断根拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	○	新規事業である。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	○	各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、施工に当たる。設計・施工における検査体制は事業実施主体である株式会社恵那ファームにより確保される見通しである。
	実施要領別表2の事業メニュー欄に掲げる⑳の都市農山漁村総合交流促進施設、㉑の木材利活用促進施設、㉒の地域資源活用交流促進施設、㉓の地域連携販売力強化施設、㉔の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉕の教養文化・知識習得施設、㉖の地域資源活用起業支援施設及び㉗の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—	—	—
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1460号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	—	—
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	—	—	—

2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第34号）別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	○	ハウスは「構築物」の「農林業用のもの」の「主として金属造のもの」に掲げる耐用年数14年を適用としている。 集出荷施設の耐用年数は38年、選果機械は7年、処理加工機械は8年を適用としている。
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）費用対効果算定要領（平成28年4月1日付け27農振第2341号農林水産省農村振興局長通知）により適切に行われているか）	○	○	費用対効果算定要領に基づき算定。
	上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	○	算定結果は1.0以上（1.25）となっている。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	○	実施要領別表1に定める事業実施主体要件（計画主体が指定した者）、対象地域要件（五法指定地域のうち特定農山村地域）を満たしている。事業内容においては生産性や労働効率を高めたパイロット的な生産機能のほかに、共同研修機能、出荷機能等を併せもつ生産施設である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	○	計画主体が指定した参入法人に対する交付であり、当該法人が定める管理運営規程に従って使用するもので、目的外使用のおそれはない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	-	-	-
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	-	-	-
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	-	-	-

	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	○	事業規模は健全な収支計画と、対応する受入見込人数を勘案して積算し、設置場所は、農地状況が事業実施可能で他の作物との複合経営を考慮した結果のものである。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	○	利用計画にはブランド化、広報・宣伝、販路拡大に対するビジョンが描かれており、販売についても販売を担当する事業体と密接に連携して行うものである。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	○	環境が制御された長大な施設内での農作業であり、移動や作業は効率的になる。計画農作物でトマトは比較的軽量の作物であるため、女性でも携わりやすい品目である。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○	○	事業費は、事例単価や、複数の見積もりにより算出しており過大ではない
	建設・整備コストの低減に努めているか	○	○	今回のトマト栽培の施設は、低コスト耐候性ハウスの仕様で進めており、(一社)日本施設園芸協会の手引きに準じ、風雪に耐える強度を保ちながら単位面積あたり鉄骨温室の平均単価 70%以下をクリアするよう進めている。 具体的には従来の鉄骨補強パイプハウスの基礎部分や接合部分を十分風雪に耐えられる強度を確保したまま補強改良を施し工期短縮や材料費を抑えるなど対策を行う。
	附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	—	
	備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	○	備品を交付対象とはしていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	○	整備予定場所は、新規就農者等の移動アクセス、住環境、気候等の施設の利用環境等について総合的に検討した結果であり、生産者の利便性は高い。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	○	農地所有者からは概ね内諾を得ていることから確保できる見通し

				がついている。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	○	○	－
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表2の(1)生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知)別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	○	○	ハウスについては事業費394,412千円で、上限事業費は409,200千円(10,230㎡×40千円=409,200千円)以内です。 集出荷施設の事業費は77,000千円で上限事業費は55,510千円(610千円×91t=55,510千円)です。※超過分は自己負担とします。 処理加工施設の事業費は27,500千円で、上限事業費はありませんが、類似施設(トマト加工場)の224,000千円(400㎡)と照らしても適正である。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か(既存施設は除く)	○	○	集出荷施設180㎡、加工施設45㎡。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか。(既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか)	－	－	－
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	－	－	－
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	－	－	－
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み	－	－	－

	出す施設であるか			
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	-	-	-
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	○	事業実施主体である株式会社恵那ファームの総会において事業計画の承認を受け、資金調達については自己資金及び借入れによる適正な収支計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	○	補助事業の規程に従い、事業実施主体による一般競争入札で行う。一般競争入札においては、実施主体のHPにて業者公募し、客観的な判断にて入札資格を判断し、入札については計画主体の市役所の立会いのもと行うこととしている。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	○	事業実施主体である株式会社恵那ファームの管理のもと、管理規定を定め適正に管理をおこなう見込みである。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	○	収支計画を策定しており、収支の均衡を取っている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	-	-
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	○	他の国事業への重複申請はない。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	○	農山漁村における産地維持、移住・定住促進のために行う施設整備である。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	○	若い人たちが就農しやすく安心して暮らしていける就農環境の整備を行うための事業である。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優	-	-	-

	先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）			
--	---	--	--	--

注1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。